

Weekly Report

第617日号
令和3年9月13日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

役員給与を改定する場合の取扱い

役員に対する給与を損金算入するためには、定期同額給与(支給時期が一定期間毎で、事業年度中の支給額が同額)や、事前確定届出給与(所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で届出が必要)などに該当する必要があります。

◆定期同額給与を年度中途に改定する場合

多くの中小企業は定期同額給与を支給していますが、支給額を改定する場合は通常、決算後に開催する定時株主総会により改定する必要があり、利益調整目的などで事業年度の中途に改定した場合には、損金不算入となる金額が生じます。

ただし、経営状況が著しく悪化した場合や職制上の地位の変更などの一定事由によって年度中途に改定する場合は、損金算入が認められます。

例えば、新型コロナの影響で経営状況が著しく悪化したため、役員給与を減額せざるを得ない場合は、業績悪化改定事由に該当するため、年度中途で減額改定した場合でも損金算入が認められます。また、現状では著しく悪化しているとは言え

ないものの、客観的な状況から今後著しく悪化することが避けられない場合も該当します。

◆税法上の役員に該当する「みなし役員」

給与の損金算入が制限される税法上の役員は、取締役などの会社等で規定された役員だけでなく、「みなし役員」に該当する方も同様に扱われます。

みなし役員とは、①使用人以外で地位、職務等からみて、他の役員と同様に法人の経営に従事している方(取締役になっていない会長や顧問など)、②同族会社の使用人で一定の持株割合を満たし経営に従事している方、いずれかに該当する方です。

民法改正による電子的な領収書の交付請求

民法において、商品等の代金を支払った方は受取証書(いわゆる領収書)の交付を請求できるとされており、代金を受け取った方には受取証書の交付義務がありますが、これまで同法では書面の受取証書の交付請求について規定していません。

デジタル社会形成整備法により民法が改正され、今月から書面の受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電子データ(電子的な受取証書)の提供を請求することができるようになりました。

ただし、電子的な受取証書の提供を請求された場合でも、体制(情報システム等)が整備されていないなどで直ちに対応することが困難な場合は、その提供義務は負いません。

小学校休業等対応助成金・支援金の再開

新型コロナに係る小学校等の臨時休業等により、仕事を休まざるをえない保護者の休暇取得支援のため、昨年度に実施されていた「小学校休業等対応助成金・支援金」が再開される予定です。

本制度は、小学校休業等により子どもの世話をを行うことが必要となった労働者(保護者)に対して、事業主が有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた場合に支給するもので、本年8月～12月までに取得した休暇が対象となる予定です(労働者の直接申請も可能)。